⑷　国家公務員倫理月間における研修・啓発活動等の実施

国家公務員への倫理意識の効果的な浸透を目的として、令和６年度も12月の１か月間を「国家公務員倫理月間」と位置付け、様々な取組を実施した。

特に、令和６年度は、192ページに記載した新たに重点的に取り組む課題のうち、①『「単なる知識」から「具体的な場面を意識した知識」へ』、及び②『倫理保持に関する新たな価値観の設定・普及～倫理を「身を守る武器とするもの」へ～』を踏まえた取組として、新たにケーススタディ教材（「事例で学ぶ職場の倫理リスク」）、会合参加時のチェックツール、利害関係者リストのサンプルを作成し、各府省に周知した。

各府省に対しては、例年同様、事務次官等の倫理監督官などによる公務員倫理に関するメッセージの発信や幹部・管理職員への直接の注意喚起、組織内外の相談・通報窓口の周知徹底や利活用の促進などの要請を行った。また、全職員に公務員倫理研修を受講させるよう要請するとともに、倫理月間後に採用又は休職・休業等から復帰する職員がいる場合、採用又は復帰後速やかに受講を案内するよう各府省に対して要請を行った。さらに、利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方等に対して、各府省から直接、公務員倫理保持のための制度の周知や理解・協力を求める取組についても、実施あるいは検討を要請した。

国家公務員倫理月間に際しては、毎年、職員向け及び事業者向けの標語の募集を行っている。今年度は職員向け標語については6,946点、事業者向け標語については1,671点の応募があった。各府省による投票結果等も踏まえ、倫理審査会において最終的に、職員向け標語は最優秀作品１点及び優秀作品２点、事業者向け標語は最優秀作品１点及び優秀作品１点を選定した。

最優秀作品の標語を用いて作成した啓発用ポスターについては、各府省や地方公共団体、経済団体等に配布した。このうち、各府省に対しては、職員向けの標語を用いたポスター右下のメッセージ記入欄に、管理職員が倫理に関するメッセージを記載するよう要請した。事業者向けの標語を用いたポスターについては、後述のように、経済団体への公務員倫理保持のための制度の周知や理解・協力を求める取組に利用した。

職員の倫理意識のかん養のためには、職員が倫理研修を定期的に受講することが重要であり、職員アンケートの結果によると、休職・休業中の職員等を除き、職員は倫理研修をおおむね定期的に受講している状況にある。

国家公務員倫理月間における取組の概要は、『人事院月報』（2024年12月号及び2025年４月号）に掲載した。

倫理審査会としては、Webを通じた研修・啓発機会を更に充実させるとともに、事例を活用した研修機会の提供などを進め、職員の倫理意識を高める取組を強化していくこととしたい。

2　倫理的な組織風土の構築

倫理保持の徹底を図るためには、各職場において倫理的な組織風土を構築していくことが極めて重要であるため、令和６年度においては、次の⑴及び⑵の業務を実施した。

⑴　相談・通報窓口の周知

倫理的な組織風土を構築する観点からは、相談・通報の体制が整備されるだけでなく、利用されることが重要となる。これらの利用が促進されることは、その組織が倫理保持を重視していることを示すだけでなく、違反行為に対し早期に認識・対処することで事態の深刻化を防ぐことにもつながるものである。組織内外の相談・通報窓口の体制整備は各府省でおおむね整えられてきたが、職員アンケートによると相談・通報窓口の存在を知らない職員も依然として一定数存在することから、相談・通報窓口の周知に引き続き取り組んだ。具体的には、国家公務員倫理月間に、倫理審査会が設置している公務員倫理ホットラインの連絡先、各府省が設置する相談・通報窓口の内部窓口や外部窓口の連絡先を記載したリーフレットを職員に配布するよう依頼した。また、職員が常時携帯できるように配布している国家公務員倫理カードについて、府省ごとの相談・通報窓口が記載されているものを配布した。各府省においては、これらのリーフレット・カードの活用のほか、相談・通報窓口のイントラネットへの掲載やメール等による職員への周知が行われた。

職員アンケートによれば、相談・通報したことにより不利益な取扱いを受けるおそれがあるのではないかなど、相談・通報に対して懸念を持つ職員もいる。そのため、相談・通報窓口を周知する際には、相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期していること、匿名による相談・通報も受け付けていること、通報後の流れなども併せて周知するとともに、各府省に対してこれらの事項を周知するよう要請した。

⑵　相談しやすい職場環境の構築

倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為を行ってしまう前に、あるいは倫理法等違反と言えるか必ずしも判然としなくとも疑義が生じた際に、当事者が立ち止まり、本人への確認や身近な上司・同僚への相談等を行ったり組織内外の窓口に相談したりすることは、倫理法等違反を未然に防止し、事態の深刻化を防ぐ上で効果的である。

そこで、倫理審査会が行う研修・啓発活動等において、繰り返し職場でのコミュニケーション・相談等の重要性を強調するとともに、実際にそうした事態に直面した場合にどのような行動が取れるか等の意見交換を行うよう依頼した。また、官房長等との懇談会や倫理事務担当者向けの倫理制度説明会等の機会を捉え、各組織の窓口において倫理法等違反に関する相談等も受け付けていることを周知すること、相談しやすい職場環境を構築することなどを促した。

3　公務員倫理に関する広報、意見聴取

公務員倫理に関しては、職員自身が襟を正すべきことは当然のことであるが、国民や職員の仕事の相手方となる事業者等にも周知することは、職員・事業者双方にとって、円滑な業務運営に資するものとなる。そのため、１⑷で述べた各府省からの周知等の取組と併せて、倫理審査会としても国民や事業者等への広報を行っている。また、倫理審査会では、倫理の保持のための施策の参考とするため、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について、各界から意見を聴取している。令和６年度においては、次の⑴～⑶を行った。

⑴　国民や事業者等への広報活動

国家公務員と接触する機会のある事業者等に対して倫理法・倫理規程の周知及び理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し、機関誌やウェブサイト、掲示板等への事業者向けの啓発用ポスターや公務員倫理に関する記事、パンフレットなどの掲載、会員企業のコンプライアンス担当部署に対する広報依頼など、事業者等に対する広報活動への協力の依頼等を行った。12月には、倫理審査会の会長、山下委員及び伊藤委員が公益社団法人経済同友会の幹事会に出席し、国家公務員倫理のルールに関する説明を行うとともに、国家公務員倫理の保持に関する広報活動への協力依頼等を呼びかけた。

地方公共団体に対しても、国家公務員倫理月間の啓発用ポスターの電子媒体を47都道府県、20政令指定都市に配布し、国家公務員倫理に関する周知を要請した。

さらに、事業者向けの啓発用ポスターがより多くの人の目に触れるよう、東京駅や霞ヶ関駅などの主要駅に掲示するとともに、全国16駅（札幌駅、新千歳空港駅、仙台駅、盛岡駅、東京駅、浦和駅、名古屋駅、浜松駅、大阪駅、京都駅、広島駅、岡山駅、高松駅、松山駅、博多駅、鹿児島中央駅）のデジタルサイネージ（電子看板）にも掲示し、啓発活動を行った。各地方事務局の協力により、全国の主要駅や公共交通機関の車内等への掲示も実施した。